# 異動届け早く正しく

## 基本台帳の正確さ確保のため

住民基本台帳法が施行されてから早くも一年たちました。

この法律は、転入、転出、転居、世帯変更など住民異動の届け出や台帳に関する制度の一元化をはかって、正確で能率的な行政をはかり、住民サービスの向上に役立てるため創定されたものです。

市では現在、ぼう大な台帳作成に取り組んでおり、来年早々には完成の予定ですが、正確性の確保については、どうしても市民各位のご協力をいただかなければなりません。

とくに来年度からは、住民基本台帳にもとづく選挙人名簿が調整されることになっていますので、正確であるかどうかは選挙権の有むに重大な影響をおよぼすことにもなります。

市でも、台帳の正確性確保のためできる限りの手段を講じていますが、何よりも大切なことは、市民各位から正確な住所の届け出を、必ず勘行していただくことです。

実態にあわない住所の届け出（きょ偽の申告）や、異動の届け出を怠っていますと、行政上支障をおこすばかりでなく、本人の選挙権にも重大な結果をおよぼすことになります。

転入、転出、転居、ならびに世帯変更（世帯主死亡、転出、転居したことにより残された世帯の世帯主に変更があったとき、住所を異動せずに婚姻、養子縁組、離婚などの理由で、あらたに世帯を設けたとき、その原すうる世帯を設けたとき、世帯主を変更したときなどの場合は必ずすみやかに市民課へ届け出されるよう、とくにご協力をお願いします。

# 一月から改正

## 国民年金保険料が

国民年金の保険料が来年一月からかわります。この改正は、法律の定めにより、生活水準の向上など、経済事情が好転したので一カ月の保険料は次のようになります。

| 年令 | 43年12月まで | 44年1月から |
|---|---|---|
| 20才～34才の人 | 200円 | 250円 |
| 35才～59才の人 | 250円 | 300円 |

保険料納入には、前納制度があります。毎月、あるいは三カ月ごとに納めることができます。また農家のように、収穫期にまとまってお金のはいる人などには好都合な制度です。

前納は納める手間がはぶけます。納め忘れて年金が受けられないという心配がありません。そのうえ、かけ金が割り引きされる利点があります。

加入者多数の場合は、集団徴収の方法がとられたもので、一カ月の保険料は次のようになっています。

| | |
|---|---|
| 農業関係団体 | 運営委員会 |
| 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃